

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

A社から同社B工場へ転勤したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の作成した在職証明書及び雇用保険被保険者総合照会回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年10月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人と同様にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B工場において資格を取得している者が数十名確認でき、申立期間に同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年10月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年10月1日まで

ねんきん定期便によると、昭和48年10月から49年9月までの標準報酬月額が12万6,000円となっているが、私が保管しているA社の「退職者の厚生年金保険加入履歴」では13万4,000円となっているので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「退職者の厚生年金保険加入履歴」に記載されている申立期間の標準報酬月額は、A社に保存されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬月額から厚生年金保険料を算出していた。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人の厚生年金保険被保険者台帳で確認できる標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年10月1日まで

私は中学を卒業して昭和36年4月からA社に勤めたが、同年4月から同年9月までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書では申立期間の厚生年金保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が所持している給与明細書から、申立人が申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

平成2年3月31日にA社を退職し、翌日の同年4月1日にB社に転職した。本来、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間もあるはずがないのに、申立期間の記録が無いのはおかしい。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持するA社の平成2年4月（平成2年3月分）の給与明細書により、申立人は、申立期間において、同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額から、8万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和37年2月21日にA社に入社し、平成16年3月31日に定年退職するまで、一度も辞めたことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿、退職金計算書、辞令原簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成元年10月から2年8月までは26万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月16日から2年10月1日まで
平成元年10月から2年9月までの標準報酬月額が12万6,000円と記録されており、分配金明細書（給与明細書）で確認できる金額と相違しているの
で、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した分配金明細書（給与明細書）から、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年8月までの標準報酬月額については26万円、同年9月の標準報酬月額については28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人が関連会社から移籍してきた際、厚生年金保険料を関連会社と半額ずつ負担したような形跡があり、本来、合計額で届け出なければならないところ、当社が負担した保険料により標準報酬月額を届け出たしまったようだ。」と回答していることから、事業主は、上記の分配金明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
手元に証明できる資料は無いが、減給処分等を受けた記憶は無く、平成 3 年 12 月から 5 年 9 月までの標準報酬月額が下がっていることに納得できない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社は、「一定年齢到達後は、給与支給額を減額することがあり、申立人については 56 歳に到達したことにより賃金改定を行った。」と回答している。

また、複数の同僚についても、申立人と同様、標準報酬月額が 56 歳到達時の 4 か月後に減額改定されていることが確認でき、複数の同僚の記録と比較して、申立人の標準報酬月額の改定のみが不自然であるとする状況は見当たらない。

さらに、A社は、申立期間に係る給与支払額等を確認できる資料は保存していないとしているが、同社B支店が当時加入していたC厚生年金基金の申立期間における申立人の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。